

収入印紙
貼入
付

保育士修学資金借用証書

月 10 日

横浜市社

【修学生】

注1) 収入印紙について

借入額により印紙額が異なります。『貸付金の交付の章』をご確認ください。

※収入証紙とは異なります。お間違いのないようご注意ください。

養成施設名	横浜市社協保育専門学校	修学生番号	00 HS 000
フリガナ	ミナト ミライ	生年月日	
氏名	湊 未来	平成 14 年 10 月 9 日	
住所	〒111-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△		
電話(自宅)	なし	携帯電話	090-1234-△△△△

私は、保育士修学資金貸付事業規則等の定めるところにより、保育士の資格を取得し、横浜市内の保育所等において保育士業務に従事することを誓約し、修学生として次のとおり修学資金の貸付けを受けました。この資金は上記規則等に従い返還いたします。

【借用期間及び金額】

借用期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 (12 か月)
借用金額	総額 420,000 円 (月額 35,000 円)

※なお、高等教育の修学支援新制度(授業料減免)を併用し、その支援区分により借用金額が減額となる場合があります。その際は新たな借用証書を取り交わさず、文書により通知します。

修学生(借受人) 住所 〒111-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
(自署)

氏名 湊 未来

 (実印)

親権者・後见人 住所 〒444-△△△△
静岡県沼津市〇〇町△-△

名 湊 大道



注2) 署名・捺印について
それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。ただし、未成年者の場合は、認印でも結構です。なお、申込者が未成年の場合は、法定代理人全員分の署名捺印が必要です。

との関係 父

住所 〒444-△△△△
静岡県沼津市〇〇町△-△

名 湊 花子



(実印)

との関係 母

私は、修学生に上記のとおり履行させるとともに、万一修学生が履行しない場合は、その債務の一切を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒444-△△△△
静岡県沼津市〇〇町△-△
(自署)

氏名 湊 大道



修学生との関係 父

(添付書類) 未成年者を除く者については、印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)

(※1) 親権者・後見人が複数名いる場合は、ご署名・捺印ください。

記入例

(様式第4号)

振込口座届

令和4年7月30日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号	00 HS 000
申出の事由	① 新規 2 口座の変更 3 その他 ()
養成施設名	横浜市社協保育専門学校
住所	〒111-△△△△ TEL 090-1234-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
フリガナ	ミナト ミライ
氏名	湊 未来

修学資金の貸付金について、下記口座に振り込んでください。

(振込先口座)

金融機関名	桜木 信用金庫				支店名		野毛 支店		
コード	0	0	0	0	コード	1	1	1	/
口座の種類	① 普通預金 2 当座預金								
口座番号	△	△	△	△	△	△	△	※右詰でご記入ください	
フリガナ	ミナト					ミライ			
口座名義	(姓) 湊					(名) 未来			

(添付書類) 通帳写し (振込先口座がわかるもの)

(注1) 修学生(本人)の氏名と、振込先の口座名義人とが一致すること。

(注2) 口座番号でご記入ください。

注1) 口座名義について
修学生ご本人名の口座をご用意ください。

記入例

辞 退 届

令和4年12月12日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

養成施設名 横浜市社協保育専門学校

下記のとおり保育士修学資金の貸付けを辞退します。

貸付期間	令和4年4月～令和5年3月 (12か月)	貸付決定額	420,000円
交付済期間	令和4年4月～令和5年3月 (12か月)	交付済額	420,000円
辞 退	貸付金について、5年1月分の交付から辞退します。		
理 由	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 辞退理由を記入してください。 </div> <p>横浜市外の私立認可保育所（静岡県内）から内定通知を受け、その保育所に就職希望のため</p>		

(注) 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。辞退後も引き続き養成施設に在学される場合は、返還猶予が申請できますので、併せて手続きをしてください。

保育士修学資金返還計画書

注1) 返還計画書の提出について
返還事由発生日後、速やかにご提出ください。

令和4年12月12日

(申請者)

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

修学生との関係 (本人) ()

下記のとおり保育士修学資金を返還したく申請します。

修学生番号	00 HS 000	修学生氏名	湊 未来
返還事由発生日		令和4年12月2日	
返還事由 ※該当事由に ☑をつける	<input type="checkbox"/> 1 貸付契約が解除された（養成施設を退学、死亡、貸付けの辞退等） <input type="checkbox"/> 2 卒業後、1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は横浜市内の指定施設において保育士業務に従事しなかった <input checked="" type="checkbox"/> 3 横浜市内において保育士業務に従事する意思がなくなった <input type="checkbox"/> 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった <input type="checkbox"/> 5 その他		
説 明 ※具体的に	横浜市外の認可保育所（静岡県内）に内定をもらい、そこで働きたいと希望しているため、返済します。		
注2) 「返還期間」について 『契約期間』又は『返還猶予期間』が終了した翌月から返還が開始されます。 ※返還期間の設定は、貸付期間の2倍の期間内です。返還期間内に全額返還できるよう計画的に設定してください。	返済期間	420,000 円	
	返還猶予期間	105,000 円	
	返還期間 (注1)	0 円	
	返還方法	315,000 円	
返還期間	返済期間	令和4年4月～令和4年12月	
	返還猶予期間	令和5年1月～令和5年3月	
	返還期間 (注1)	令和5年4月～令和6年9月	
返還方法	返還方法	1.月賦) 2.半年賦 3.年賦 4.その他 ()	
	1回の返還額	17,000 円 (初回 26,000 円) (注2)	
連帯保証人	住所	〒444-△△△△ TEL 055-234-△△△△	
	氏名	静岡県沼津市〇〇町 湊 大道	

(注1) 返還期間は貸付けが終了した日の
(注2) 1回あたりの返還額に端数が生
載してください。

注3) 「1回の返還額」について
『1回の返還額』 = 『返還額』 ÷ 返還回数
※端数については、初回時に上乗せして記入してください。

保育士修学資金返還猶予申請書

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならない
ようご注意ください。

令和5年4月25日

番号 00 HS 000

所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり保育士修学資金について返還猶予を申請します。

貸付期間	累計借入額	返還猶予申請期間
令和4年4月～令和5年3月	420,000円	令和5年4月～令和10年3月
猶予理由 ※該当番号に☑をつける ()内の該当理由にも○をつける	<input type="checkbox"/> 1 貸付解除後も在学中 <裏面 添付書類①> <input checked="" type="checkbox"/> 2 横浜市内の指定施設において保育士業務に従事中 <裏面 添付書類②> <input type="checkbox"/> 3 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産・介護・人事異動ほか) <裏面 添付書類③> <input type="checkbox"/> 4 その他	
説明 ※具体的に	横浜市内の認可保育所(指定施設)にて、保育士業務に従事するため	

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

注2) 「法人・施設名称」「所在地」欄について
勤務地(配属先)の情報を記入してください。

上記において 2 の理由を選択された場合は、必ず記入すること

法人・施設名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園	
施設等種別	認可保育所	
所在地	〒333-△△△△	TEL 045-5432-△△△△
	神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△	
従事開始日	令和5年4月1日	

上記のとおりであることを証明します。

令和5年4月20日

横浜市社会福祉協議会会長

(従事先)

注3) 「従事先の証明」欄について
従事先の法人、もしくは施設の代表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、個人印は認められません。

施設名 社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園

園長 野毛 太郎



記 入 例

返還猶予について

以下の理由に該当する場合は、返還猶予申請を行うことができます。

猶予理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還猶予について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項4号又は第6号若しくは第7号に該当し、修学資金の貸付契約を解除され、その後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

〈添付書類〉

- ①規則第13条第1項第1号に該当する者
 - ・養成施設在学届 (様式第9号)
 - ・在学証明書
- ②規則第13条第2項第1号に該当する者
 - ・保育士業務従事届 (様式第10号)
- ③規則第13条第2項第2号に該当する者
 - ・当該事実を証明する書類

養成施設在学届

令和〇年〇月〇日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり在学していることを届け出ます。

養成施設名 及び課程名	横浜市社協保育専門学校 保育士養成科 (2 学年在学中)
所在地	〒222-△△△△ TEL 045-222-△△△△ 神奈川県横浜市泉区〇〇町△-△
修学期間	令和 3 年 4 月 から 令和 4 年 9 月 まで

(添付書類) 養成施設の在学証明書

注) 添付書類について
養成施設が発行する在学証明書が
必要です。

記入例

(様式第 10 号)

保育士業務従事届

令和 5 年 4 月 25 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり指定施設等

保育士登録番号	第	注 1) 「法人名及び施設・事業所名称」「所在地」欄について勤務先（配属先）の情報を記入してください。
登録日		令和 5 年 3 月 28 日
法人名及び施設・事業所名称		社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園
所在地		〒333-△△△△ TEL 045-5432-△△△△ 神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△
施設等種別		認可保育所
職 種		保育士
従事期間		① 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日まで ② 1 日の平均勤務時間： 8 時間 00 分 (注 1) ③ 1 年間の勤務日数： 244 日 (有給休暇含む)
休職期間		年 月 日 ~ 年 月 日まで / 現在まで
休職事由		注 3) 「休職期間・事由」欄について従事先で認められた休職期間・事由を記入してください。

(注 1) 休憩時間を除いた時間で平均

(注 2) この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等の記入した勤務実績書に代えることができます。

(注 3) 毎年 4 月に提出が必要です。

保育士業務従事証明書

注 4) 「従事先の証明」欄について従事先の法人、もしくは施設の代表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、個人印は認められません。

ます。

令和 5 年 4 月 20 日

(従事先)

法人・施設名

社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園

施設長職名及び氏名

園長 野毛 太郎



横浜市社会福祉協議会

保育士修学資金返還免除申請書

令和10 年 4 月 25 日

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならない
ようご注意ください。

所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

修学生との関係 (本人)・()

下記のとおり保育士修学資金の返還免除を申請します。

修学生番号	00 HS 000	修学生氏名	湊 未来
養成施設名	横浜市社協保育専門学校		
貸付期間	令和4 年 4 月 ~ 令和5 年 3 月		
貸付額①	420,000 円		
返還済額②	0 円		
免除申請額	①-② 420,000 円		
免除理由 <small>※該当番号に☑をつける</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 卒業後1年以内に保育士登録を行い、横浜市内の指定施設において所定期間引き続き保育士業務に従事した <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった <input type="checkbox"/> 3 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなった <input type="checkbox"/> 4 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められ、履行期限後に返還を請求した日から5年以上経過したとき <input type="checkbox"/> 5 横浜市内において、2年以上保育士業務に従事した		
備考	上記3～5については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご覧ください。		

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

従事先①	施設名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園		
	所在地	〒333-△△△△ TEL 045-5432-△△△△ 神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△		
	職 種	保育士		
	従事期間	令和5 年 4 月 1 日 ~ _____年____月____日まで / 現在まで		
従事先②	施設名称			
	所在地	〒		
	職 種			
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで / 現在まで		

注2) 「従事期間『現在まで』」について
免除申請日(用紙右上日付)を指します。

記 入 例

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還免除について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、その限りではない。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、横浜市域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国区とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、横浜市及び当該被災県とする。以下同じ。）内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5 年間（第 3 条第 1 項第 2 号のアに規定するに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、横浜市内において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において全部又は一部免除できるものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の契約解除がされた場合は、この限りではない。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなったとき
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき
- (3) 横浜市内において、2 年以上第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したとき

〈添付書類〉

- ①規則第 11 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・ 保育士業務従事届（様式第 10 号）
- ②規則第 11 条第 1 項第 2 号に該当する者
 - ・ 労働災害の認定を証明する書類
 - ・ 死亡届（様式第 12 号）
 - ・ 死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ③規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・ 死亡届（様式第 12 号）
 - ・ 死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ④規則第 14 条第 1 項第 2 号に該当する者
 - ・ 当該事実を証明する書類
- ⑤規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者
 - ・ 保育業務従事届（様式第 10 号）

〈留意事項〉

第 11 条第 1 項第 2 号でいう「心身の故障のため業務を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。第 3 号については、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。

記入例

従事先変更届兼指定施設証明書

令和 7 年 4 月 25 日

注1) 従事先変更届の提出について
従事先変更後、速やかにご提出ください。

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

湊 未来

090-1234-△△△△

注2) 「法人・施設名称」「所在地」欄について
勤務地（配属先）の情報を記入してください。

下記のとおり従事先を変更し、届けていただけます。

変更前	法人名及び施設・事業所名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園
	所在地	〒333-△△△△ TEL 045-543-△△△△ 神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△
	異動・退職日	令和 7 年 3 月 31 日
変更後	法人名及び施設・事業所名称	社会福祉法人 よこはま〇〇会 クイー〇ズ保育園
	所在地	〒444-△△△△ TEL 045-789-△△△△ 神奈川県横浜市磯子区〇〇町△-△
	就職日	令和 7 年 4 月 1 日

(注1) 「異動・退職日」と「就職日」が、月を単位に継続している必要があります。継続していない場合、返還猶予が認められなくなりますのでご注意ください。

(注2) この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等が発行する勤務証明書に代えることができます。

保育士業務従事証明書

注3) 「従事先の証明」欄について
従事先の法人、もしくは施設の代表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、
個人印は認められません。

令和 7 年 4 月 15 日

(従事先)

法人・施設名 社会福祉法人 よこはま〇〇会

施設長職名及び氏名 理事長 横濱 次郎



保育士修学資金貸付変更申込書（増額）

令和 4 年 10 月 1 日

注1) 必ず連帯保証人・法定代理人に、事前に相談の上、お申し込みください。

なお、本件につきましては、連帯保証人の同意及び在籍する養成施設の確認の上、申込みを行っています。

【申込人】

養成施設名	横浜市社協保育専門学校	学科・課程名	保育士養成科 (2 学年在学中)
氏名	湊 未来	修学生番号	00 HS 000
現住所	〒111-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△		携帯電話 090-1234-△△△△

【保育士修学資金の変更後の希望内容】

借入希望	期間	令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 (6 か月)
	金額	月額 50,000 円 × 6 か月 = 300,000 円

(注) 『借入希望金額』欄は、千円単位で記入してください。

【変更の理由】

高等教育の修学支援新制度 授業料の減免に関する区分変更

変更前：第 I 区分 590,000 円 (年額)

変更後： 第 II 区分 196,700 円 (令和4年10月 ~ 令和5年3月分)

廃止 (年 月 ~ 年 月分)

区分変更・廃止の理由

(注) 減免支援の廃止による申し込みの場合、在籍する養成施設の意見書が必要です。

